

海外制作会社を対象とする ニュージーランド映画制作助成金

概要と基準

ニュージーランド政府は海外の制作会社による事業を重視し、こうした会社による映画・テレビ番組制作に対し、「New Zealand Screen Production Grant(ニュージーランド映画制作助成金、NZSPG)」という制度の下に、惜しみない助成を行っています。¹

手厚い助成金

NZSPGは、あらゆる海外制作会社による作品²を対象に、「Qualifying New Zealand Production Expenditure(所定基準を満たすニュージーランドでの制作費、QNZPE)」の20%に該当する金額を現金で支給する基本助成制度です。また、デジタルエフェクト・ビジュアルエフェクト・ポストプロダクション(PDV)³については、QNZPEのうち2500万NZドル分までに対してはその20%、残りの部分に対してはその18%を支給します。

この基本助成金に加えて、特定の制作費基準額を満たし、追加助成金額に見合うかそれを上回る価値をニュージーランドにもたらすと見られるなど、明らかにニュージーランドへの「多大な経済効果」があると認められる一部の制作については、5%の追加助成金への申請がオファーされる場合もあります。

幅広い作品形式が助成対象に

本助成金は、以下の形式の作品を対象としています：長編映画、テレビ番組など長編映画以外の形式(脚本のあるドラマ番組、脚本のないドラマ番組、ドキュメンタリー番組、実録番組、子供向け番組、アニメーション番組、リアリティ番組、およびPDVを含む)

複数作品に対する一括助成も可能です。詳しくはお問い合わせください。

作品の形式	QNZPE 下限基準額	助成額
長編映画	1500万 NZドル	QNZPEの20%
テレビ番組* および長編映画 以外の作品	400万NZドル	QNZPEの20%
PDV	50万NZドル	2500万NZドル分 までに対しては QNZPEの20%、 残りの部分に 対してはQNZPE の18%

* テレビ番組については、1話当たりの放映時間に関する最低要件や商業放映1時間当たりの制作費に関する最低要件はありません。

申請資格

本助成金の申請者は、以下の各要件を満たすものとします。

- ・ 税務上ニュージーランドに籍を置く会社または同様の共同経営体、あるいはニュージーランドに事務所を置く外国籍会社であること。
- ・ ニュージーランドにおける制作活動全般に対する責任を負う事業体であること。
- ・ ニュージーランドにおける制作を専門として設立された「Special Purpose Vehicle(特別目的事業体、SPV)」であること。(ただし、例外が適用される場合もあるため、助成基準の全容についてはニュージーランド・フィルム・コミッション(NZFC)にお問い合わせください。詳細は裏面をご参照のこと。)

本助成金を受けようとする申請者は、同一の作品によりニュージーランド政府による他の映画助成制度や税制優遇制度を利用することはできません。

「多大な経済効果」について

NZSPGは、QNZPEの20%に該当する金額を支給する基本助成制度です。下限基準額(過去5年間のQNZPEが1億NZドルかつ現在の制作におけるQNZPEが3000万NZドル)を満たし、「多大な経済効果」ポイント制テスト⁴に合格し、さらに追加助成金額に見合うかそれを上回る価値をニュージーランドにもたらすと判断された一部の制作については、5%の追加助成金の受給対象となる場合もあります。

この5%の追加助成金は、オファーを受けることで初めて申請が可能となります。

追加助成金申請のオファーについては、NZFC助成金担当部長(Head of Incentives)にご相談ください。

QNZPEとは

「Qualifying New Zealand Production Expenditure(QNZPE)」とは、助成金申請者がニュージーランド国内で以下を対象として支出する、所定基準を満たす制作費を指します。

- ・ ニュージーランド国内において購入、レンタル、リースされる物品のうち、ニュージーランド国内で調達される物品
- ・ 以下の場合に限り海外から調達される物品：
 - ニュージーランド国内で入手不可能な場合
 - 制作時にニュージーランド国内に存在する場合
 - ニュージーランド在住者がニュージーランド国内で経常的業務として供給する物品を、ニュージーランド国内において購入、レンタル、リースする場合
- ・ ニュージーランド国内で提供されるサービス
- ・ ニュージーランド国内の土地の使用

また、QNZPEには特例や例外もあります。詳細についてはNZFCにお問い合わせください。(裏面ご参照)

デジタルエフェクト・ビジュアルエフェクト・ポストプロダクション(PDV)

ニュージーランドでは、ポストプロダクションとビジュアルエフェクトに特化した制作に対しても助成金を支給しています。2015年8月以降、この助成金のQNZPE下限基準額は50万NZドルです。PDV助成金の詳細については、NZFCにお問い合わせください。

1. NZSPGは2014年4月1日に導入されました。本書には2017年7月1日現在の変更も含まれています。
2. ただし、QNZPEが人間や動物の実写に係る制作費を含み、ビジュアルエフェクトのプロダクションにおける制作費がQNZPEの55%以下である場合に限られます。
3. ただし、実写作品以外で助成基準第10項の要件を満たす制作に限られます。
4. 「多大な経済効果」ポイント制テストの内容はNZFCウェブサイト www.nzfilm.co.nz からダウンロードが可能です。



『死霊のはらわた リターンズ』(Starz Entertainment、ロケ地:オークランド)



『エイリアン:コヴェナント』(20th Century Fox、ロケ地:ミルフォード)

助成金の管理運営と申請手順

本助成金は、NZFCにより管理・運営されています。

登録と暫定認証

全ての申請者は、主要な撮影の開始に先立ち、まずNZFCへの登録を行うか、「Provisional Certification (暫定認証)」を申請しなければなりません。ただし、登録や暫定認証は助成金の支給を保証するものではなく、全ての申請者は改めて「Final Certification (最終認証)」を申請しなければなりません。

また、5%追加助成金申請のオファーを受けた申請者は、主要な撮影の開始に先立ち初期申請を行わなければなりません。

最終認証

本助成金は、当該作品に係るQNZPEの全ての支払が完了した時点で申請することも、あるいはQNZPEが5000万NZドルに達した各時点で中間申請を行うこともできます。

最終認証の申請は、制作完了後6ヶ月以内にNZFCに提出しなければなりません。助成金の支給は通常、完全に整った申請書の受理後3か月以内に行われます。

申請料は、海外制作会社助成金申請時にお支払いいただく場合があります。

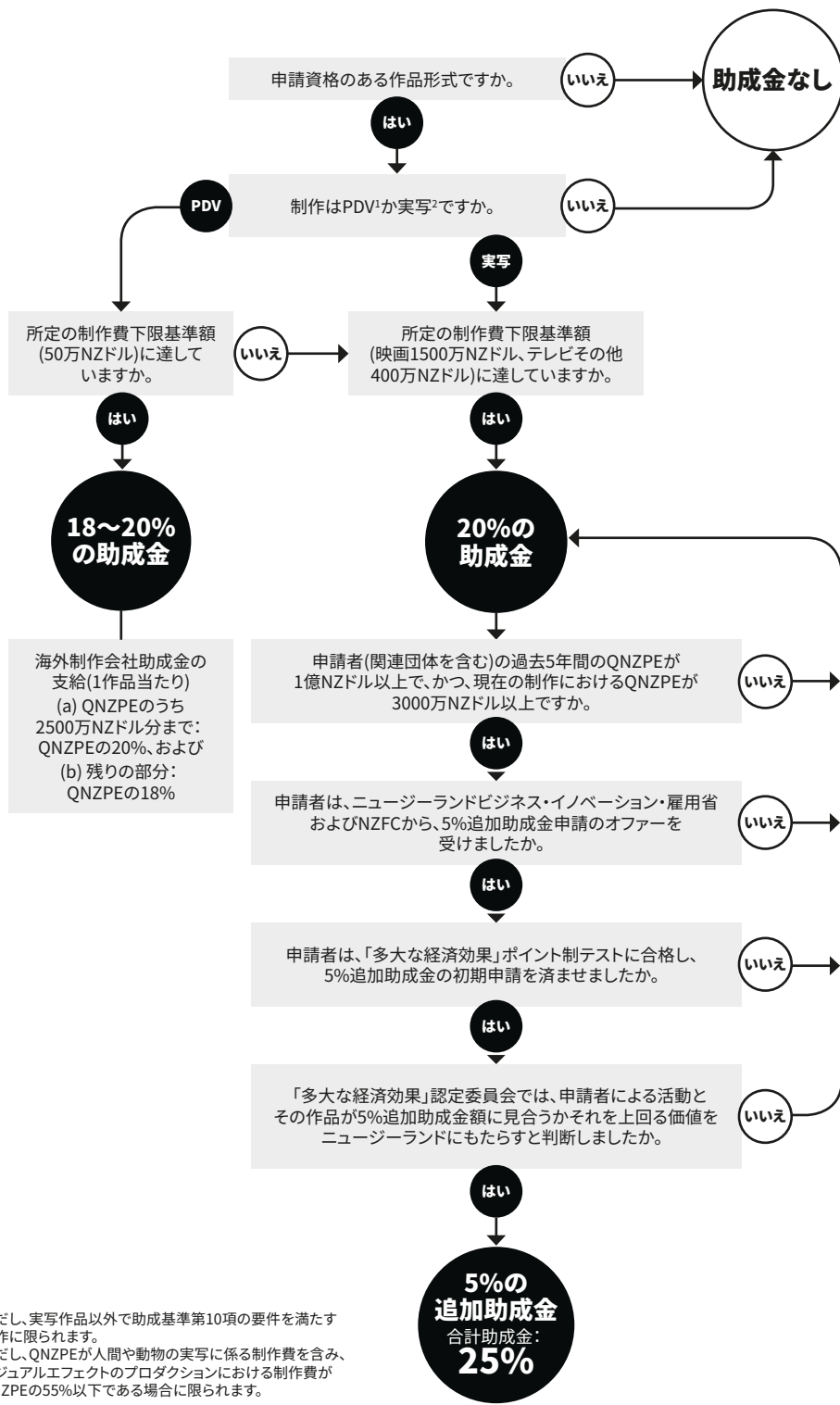
助成基準および申請手続の詳細については、下記にお問い合わせください。

Incentives Executive
電話: +64 4 382 7680
Eメール: NZSPG@nzfilm.co.nz

また、ニュージーランドでの作品制作実施をお考えの方は、下記にお問い合わせください。

Enquiries Manager
電話: +64 4 382 7680
Eメール: enquiries@nzfilm.co.nz

図解: 海外制作会社助成金受給資格の有無



1. ただし、実写作品以外で助成基準第10項の要件を満たす制作に限られます。
2. ただし、QNZPEが人間や動物の実写に係る制作費を含み、ビジュアルエフェクトのプロダクションにおける制作費がQNZPEの55%以下である場合に限られます。